

第 7 1 号議案

ふじみ野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 2 1 年ふじみ野市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「条例及び規則」を「市の条例及び規則」に改め、「含む。」の次に「並びにその他の申請、届出その他の手続に係る市の機関等が定めるその根拠となる規定（次号に規定する指定管理者にあっては、市の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）」を加える。

第 3 条第 5 項中「収入印紙をもってすることその他の手数料」を「手数料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）」に、「当該手数料」を「当該手数料等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

行政手続におけるより効果的な情報通信技術の活用を推進するため、ふじみ野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。